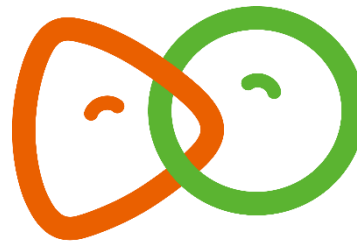


共に学び生きる共生社会コンファレンス

共生社会の推進について



いしかわ
共生社会実現

令和7年1月

石川県健康福祉部障害保健福祉課

石川県における障害者の状況

- ・身体障害者39千人、知的障害者10千人、精神障害者21千人
- ・県民の約 1 6 人に 1 人以上は何らかの障害を有していることになる
(単位:人、%)

区分 \ 年度	2010	2023	増減(2023-2010)	
			人数	増加率
身体障害者	45,981	39,350	△ 6,631	△ 14.4%
65歳未満	14,489	9,756	△ 4,733	△ 32.7%
65歳以上	31,492	29,594	△ 1,898	△ 6.0%
知的障害者	6,954	10,214	3,260	46.9%
18歳未満	1,501	2,129	628	41.8%
18歳以上	5,453	8,085	2,632	48.3%
精神障害者	14,628	20,969	6,341	43.3%
入院患者数	3,408	2,998	△ 410	△ 12.0%
通院患者数	11,220	17,971	6,751	60.2%
計	67,563	70,533	2,970	4.4%

※身体障害者、知的障害者は各年度3月末時点の手帳所持者数

※精神障害者は、各年度6月末時点の入院患者、通院医療公費負担患者数

共生社会実現に向けた障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

【S45】

心身障害者対策基本法
制定

○法の目的
心身障害者対策の
総合的推進を図る

【S56】

国際障害者年

”完全参加と平等“

【H5】

心身障害者対策基本法
から障害者基本法へ

- 法の目的
→障害者の自立とあらゆる分野
の活動への参加の促進
- 精神障害により長期にわたり日常
生活、社会生活に相当な制限を
受ける者
→新たに「障害者」と位置付け

【H23】

障害者基本法
改正

【H25】

障害者差別
解消法の制定

【H26】

障害者権利条約批准

共生社会
の実現へ

障害者基本法の一部を改正する法律の概要

〔平成23年7月29日成立〕
〔平成23年8月5日公布〕

【総則関係（主なもの）】

○目的規定の見直し（第1条関係）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

○障害者の定義の見直し（第2条関係）

身体障害、知的障害、精神障害（**発達障害を含む。**）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※社会モデルの考え

車椅子の障害者が段差があるときに困難を感じるのは、
なぜだろう？

- ① 身体に障害あるから？
(障害がある人の機能障害が原因)



医学モデル

- ② 通路に段差があるから？
(段差があるという社会の仕組みが原因)



社会モデル

社会的障壁



社会的障壁とは

日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの

- 社会における事物（入り口に段差がある施設など）
- 制度（利用しにくい制度など）
- 慣行（障害がある人の存在を意識していない慣習など）
- 観念（障害のある人への偏見など）

障害者差別解消法の概要

平成25年6月成立、平成28年4月施行

「不当な差別的取扱い」の禁止

障害があることを理由に、サービスの提供を拒否すること。場所や時間を制限すること。条件をつけること。

（例）車椅子の人をお店に入れない。耳が不自由な人の受付の対応を拒否する。

「合理的配慮」の提供

障害のある人が、社会のなかの障壁（バリア）を取り除くために何らかの支援を必要としているときに、配慮すること。

（例）車椅子用にスロープをつける。耳が不自由な人に筆談で伝える。

共生社会づくり条例について

障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県
づくり条例（通称：共生社会づくり条例）

（令和元年10月1日施行）



共生社会の実現



「共生社会づくり条例」について

条例の目的

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する



条例の特徴

差別の禁止の義務対象を全ての県民に拡大

	不当な差別的扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	法的義務
県民	<u>条例上の義務</u>	<u>条例上の努力義務</u>

地域コミュニティにおける環境づくり

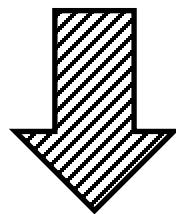
それぞれの立場でできる配慮や支援により、障害の有無に関わらず、誰もが地域活動等に参加しやすい環境づくりを図る。

障害及び障害者への理解促進

- 普及啓発（講習会、ヘルプマークの配布など）
- 共に学び合う交流機会の充実（障害者ふれあいフェスティバルなど）
- 教育の推進（学童期からの障害者理解など）
- 雇用と就労の促進（雇用機会の拡大、受注機会の拡大）
- 意思疎通等のための手段の確保（手話、点字、要約筆記など）
- 障害者スポーツ・文化芸術の推進

モデル地域コミュニティの認定

先進的な取り組みをする地域コミュニティをモデル認定

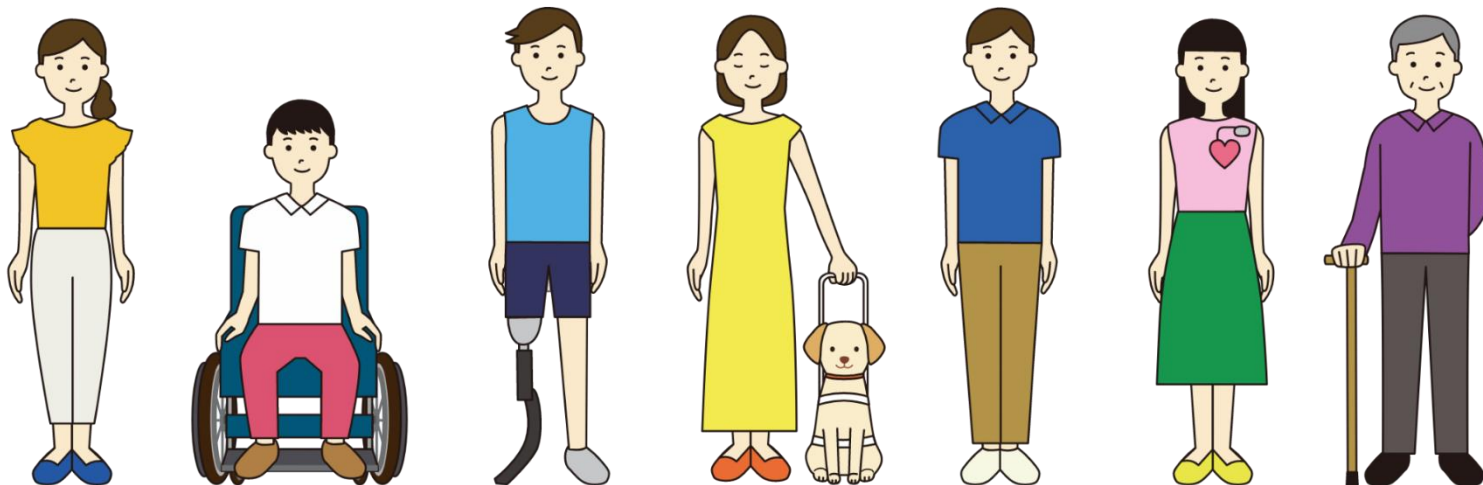


- モデル地域コミュニティとしてPR
- 活動を県内に波及させる

共生社会についての周知・啓発

だれもが暮らしやすい社会を考えよう

みんなでつくる暮らしやすいまち



石川県 共生社会づくり

検索



児童・生徒への教育の推進

